

地域福祉課

IV 地域福祉課の業務概要

＜地域福祉に関すること＞

地域社会の福祉増進を図るため、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱事務，児童・高齢者・障害者福祉，母子父子寡婦福祉資金の貸付，配偶者暴力相談支援，戦傷病者・遺族援護，中核地域生活支援センター活動支援，生活保護業務を行っている。

1 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域の社会福祉の増進に努めることを本務として，自主的な活動を行っているほか，行政機関への協力者として活動している。

表 1 - (1) 民生委員・児童委員配置状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区分 年度／市町	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成 28 年度	3 4 4	3 0 6	3 4	3 4 0	1 4 9	1 9 1
平成 29 年度	3 4 6	3 1 2	3 4	3 4 6	1 4 8	1 9 8
平成 30 年度	3 4 6	3 1 2	3 4	3 4 6	1 4 8	1 9 8
館山市	1 1 1	1 0 1	1 0	1 1 1	4 1	7 0
鴨川市	7 8	7 0	8	7 8	3 8	4 0
南房総市	1 3 1	1 1 7	1 4	1 3 1	5 5	7 6
鋸南町	2 4	2 2	2	2 4	1 2	1 2

(2) 行旅病人及び行旅死亡人

ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は，明治 32 年 7 月 1 日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で，行旅病人，その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお，生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については，行旅病人であっても生活保護法を適用することが可能なものについては，保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

イ 管内の取扱状況

過去 3 年間該当なし。

(3) 児童福祉

児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給するほか、家庭相談員を配置し、児童及び家庭問題の相談にあたりるとともに児童の健全育成推進を図っている。

ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表 1 - (3) - ア - (ア) 児童扶養手当受給者数

区分	受給者数 (人)	受給資格認定件数 (件)
平成 28 年度	5 1	4
平成 29 年度	4 9	3
平成 30 年度	4 6	7
鋸南町	4 6	7

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 1 - (3) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

(単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
平成28年度	43	-	1	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	1	51
平成29年度	40	-	1	2	-	-	-	3	-	2	-	-	-	-	1	49
平成30年度	37	1	1	1	-	-	-	3	-	2	-	-	-	-	1	46

イ 特別児童扶養手当

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り，その生活に寄与することを目的として，児童の父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 1 - (3) - イ 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 年度／市町	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
平成28年度	142	30	17	38	56	2	-	70	73
平成29年度	149	31	15	37	65	3	-	71	80
平成30年度	156	34	17	41	63	2	-	77	80
館山市	67	12	5	15	33	2	-	29	38
鴨川市	44	12	7	9	17	-	-	21	24
南房総市	41	8	4	16	13	-	-	24	17
鋸南町	4	2	1	1	-	-	-	3	1

(注) 1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として母子父子寡婦福祉資金制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表1-(4)-ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 年度／市町	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成28年度	—	—	12,264	270	—	—	—	100	—	—	3,871	—
平成29年度	2,830	—	22,030	—	276	—	—	100	—	—	3,200	—
平成30年度	—	—	22,280	—	—	—	—	—	1,782	—	2,470	—
館山市	—	—	3,680	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鴨川市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南房総市	—	—	14,280	—	—	—	—	—	1,782	—	1,880	—
鋸南町	—	—	4,320	—	—	—	—	—	—	—	590	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表1-(4)-イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 年度／市町	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成28年度	—	—	2,304	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成29年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30年度	—	—	1,908	—	—	—	—	—	—	—	—	—
館山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鴨川市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南房総市	—	—	1,908	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鋸南町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が専門的な立場から学校、家庭における児童養育等について相談に応じている。

表 1 - (5) 家庭児童相談状況

(単位：件)

区分 年度	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数 (延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	6
平成 28 年度	377	269	45	63	148	136	67	23	3	小学生	12
平成 29 年度	360	280	53	27	161	119	65	15	-	中学生	8
平成 30 年度	589	535	31	23	248	183	98	51	9	高校生	-
										その他	1

(6) 高齢者福祉

高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、老人福祉施設入所者法外援護給付金の支給及び百歳者に対する記念品の贈呈等を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳高齢者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (6) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 年度/市町	百歳者	左の内訳	
		男	女
平成 28 年度	68	15	53
平成 29 年度	60	13	47
平成 30 年度	76	8	68
館山市	27	3	24
鴨川市	21	2	19
南房総市	22	3	19
鋸南町	6	0	6

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、老人福祉施設入所者法外援護給付金の支給及び百歳者に対する記念品の贈呈等を行っている。

表 1 - (6) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 28 年度	24 人 (延 271 人)	1, 221, 251
平成 29 年度	19 人 (延 251 人)	1, 153, 011
平成 30 年度	17 人 (延 208 人)	977, 600

(7) 障害者福祉

重度知的障害及び身体障害のため日常生活において常時介護を要する児・者へ手当の支給や市町が給付する日常生活用具取付経費の補助を行っている。また、障害のある人への差別に関する相談に応じる他、障害者差別に関する啓発活動を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1－(7)－ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 年度／市町	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成28年度	119	5,773,875	-	-
平成29年度	124	5,998,775	-	-
平成30年度	130	6,392,350	-	-
館山市	50	2,426,325		
鴨川市	21	999,075		
南房総市	50	2,499,850		
鋸南町	9	467,100		

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者に給付する日常生活用具の取付けに必要な経費を助成している。

表1－(7)－イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

区分 年度／市町	件数 (件)	内 容	補助金(円)
平成28年度	1	移動支援用具	11,664
平成29年度	-		-
平成30年度	1	移動支援用具	9,456
館山市	1	移動支援用具	9,456

ウ 障害者差別相談事業

在宅の重度障害児・者に給付する日常生活用具の取付けに必要な経費を助成している。

表 1 - (7) - ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区分 年度	差別等相談 活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の 相談件数	その他の 相談件数	条例周知活動
		電話	来所 面接	訪問 面接	関係機 関連 絡・調 整	事 例 検 討 会 ・ 会 議	その他			
平成 28 年度	103	35	3	5	42	8	10	26	96	95
平成 29 年度	45	16	5	0	15	2	7	3	20	44
平成 30 年度	70	39	5	4	14	4	4	13	65	78

エ 地域相談員の委嘱

身体障害者相談員・知的障害者相談員及び精神障害・人権擁護等の業務従事者の中から、差別に関する相談業務を行う地域相談員を委嘱している。

表 1 - (7) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 年度／市町	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 28 年度	10	7	18	35	20	15
平成 29 年度	9	6	20	35	20	15
平成 30 年度	9	5	20	34	19	15
館山市	4	2	13	19	10	9
鴨川市	3	1	-	4	2	2
南房総市	2	2	6	10	6	4
鋸南町	-	-	1	1	1	-

オ 地域相談員等研修会

表 1 - (7) - オ 地域相談員研修会

開催年月日	参加者	内容
平成 30 年 12 月 7 日	地域相談員 18 名 関係機関 5 名	<ul style="list-style-type: none"> ・講演：ユニバーサルデザインについて ・行政説明：条例相談受付状況について ・グループワーク：講演を聞いての感想等

(8) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者の相談を受け、必要な助言・指導を行っている。

表1-(8) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分 年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
平成28年度	105	54	0	51	36	33	0	29	69	67	0	22
平成29年度	57	51	0	46	27	27	0	26	30	24	0	20
平成30年度	103	67	2	71	23	21	2	22	80	46	0	49
区分 年度	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書 発行件数	交際相手からの暴力相談件数								
				総数	通報							
平成28年度	4	24	17	0	0							
平成29年度	3	24	27	0	0							
平成30年度	0	0	14	0	0							

(9) 戦傷病者の援護

戦傷病者相談員 1 名，戦没者遺族相談員 4 名を委嘱し，戦傷病者及び戦没者遺族の援護を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により，補装具の給付，医療券の給付及び J R 乗車券の引換証（変更）の交付を行うこととしている。

表 1 - (9) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証（変 更）の交付
平成 28 年度	22	0	0	0
平成 29 年度	9	0	0	0
平成 30 年度	8	0	0	0
館山市	3	0	0	0
鴨川市	0	0	0	0
南房総市	3	0	0	0
鋸南町	2	0	0	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員を委嘱し相談にあたっている。

表 1 - (9) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

区分 市町	館山市	鴨川市	南房総市・ 鋸南町	合計
戦没者遺族相談員	1	1	2	4
戦傷病者相談員	—	—	1	1

(10) 児童手当事務指導監査

市町の児童手当（こども手当）の事務の円滑かつ的確な実施を確保するため、児童手当指導監査要綱に基づいて監査を実施した。

表1－(10) 児童手当事務指導監査状況

市 町	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
館山市	H29 年 1 月実施		H31 年 1 月実施
鴨川市		H30 年 2 月実施	
南房総市		H30 年 2 月実施	
鋸南町	H29 年 1 月実施		H31 年 1 月実施

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターの活動をサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表1－(11)－ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開 催 日	平成 31 年 2 月 8 日（金）
場 所	館山市コミュニティセンター
内 容	平成 30 年度中核地域生活支援センター連絡調整会議
構成員・参加者人数	民生委員，当事者団体，福祉関係施設，市町社会福祉協議会，市町，関係機関等，団体代表・職員等 25 人

表1－(11)－イ 中核地域生活支援センター連絡調整会議部会実施状況

開 催 日	偶数月
場 所	関係福祉施設等の会議室
内 容	障害者部会（開催 5 回） * 台風の影響で 8 月は中止
構成員・参加者人数	当事者団体，福祉関係施設，市町社会福祉協議会，市町，関係機関等 206 人

開催日	平成 30 年 10 月 28 日（日）
場所	南房総市千倉保健センター
内容	児童部会（開催 1 回）
構成員・参加者人数	教育機関，市町，医療機関，当事者団体，福祉関係施設 41 人

開催日	平成 31 年 1 月 31 日（木）
場所	千葉県生涯大学校南房学園
内容	高齢者部会（開催 1 回）
構成員・参加者人数	民生委員，当事者団体，福祉関係施設，市町社会福祉協議会，市町 20 人

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

社会福祉法人太陽会千葉県中核地域生活支援センター「ひだまり」が千葉県から委託契約を受け実施主体(窓口)となっている。

関係機関で構成する支援調整会議を毎月1回開催し、自立相談支援機関が中心となり作成した支援計画に基づき協議、検証を行っている。

表1-(12) 生活困窮者自立支援実施状況

区分 年度/市町	支援調整会議(回数)	新規相談受付件数(総数)	プラン作成件数(総数)	就労支援対象者数※	法に基づく事業等利用件数						その他		就労者数 (一般就労総数)	支援メニューの利用状況								増収者数(総数)
					住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	生活福祉資金等による貸付	生活保護受給者等就労自立促進事業		住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	生活保護受給者等就労自立促進事業	その他	
平成28年度	12	5	3	3	-	-	-	-	-	2	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
平成29年度	12	4	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	0
平成30年度	12	6	3	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	0
鋸南町	12	6	3	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	0

※プラン期間中の一般就労を目標としている

<生活保護に関すること>

生活保護法に関する事務，行旅病人及び行旅死亡人に関する事務，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住宅確保給付金の支給事務を実施している。

1 生活保護

(1) 生活保護制度

生活保護制度は，憲法第 25 条に規定する理念に基づき，生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ，必要な保護を行い最低限度の生活を保障すると共にその自立を助長することを目的としている。

保護は，資産や働く能力などのすべてを活用しても，なおかつ生活できない場合に行われ，その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は，生活，教育，住宅，医療，介護，出産，生業，葬祭の 8 種類の扶助に分かれており，保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは，管内の安房郡鋸南町について，生活保護の実施機関として，業務を行っている。

(2) 管内の保護動向

ア 被保護世帯・人員・保護率

平成 30 年 10 月 1 日現在の常住人口は 7,561 人で，被保護世帯数 70.42 世帯，被保護人員 77.83 名であり保護率は 10.29 %となっている。

過去 3 年間大きな変動はなく推移しているが，当管内の高齢者世帯の割合は，全県平均を大きく上回っているため，高齢者の保護世帯が増加傾向にある。

表 1 - (2) - ア 過去 3 年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

区分 年度	管内人口 人	被保護世帯数 世帯	被保護人員 人	保護率 ‰(パーミル)
28 年度 X	7,903	75.67	84.42	10.68
29 年度 Y	7,756	69.00	77.00	9.93
30 年度 Z	7,561	70.42	77.83	10.29
伸び率 (Z/Y)%	97.49	102.06	101.08	103.63

※ 1 管内人口は各年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※ 2 被保護世帯数，被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ 被保護世帯の類型

被保護世帯を類型別に見ると、高齢者世帯が 49 世帯(70.30%)、傷病・障害者世帯が 16 世帯(22.49%)、その他の世帯が 5 世帯(7.21%)となっている。また、被保護世帯の 91.13%(64.17 世帯)は単身世帯であり、特に一人暮らしの高齢者世帯が 64.62%(45.5 世帯)を占めている。

表 1 - (2) - イ 被保護世帯類型の年度別推移

区 分		年 度		28 年度 X	29 年度 Y	30 年度 Z	伸び率 (Z/Y)
		世帯(世帯)	割合(%)				
合 計		世帯(世帯)	割合(%)	75.67	69.00	70.42	1.02
単身世帯	高齢者	世帯(世帯)	割合(%)	50.42	48.00	45.50	0.95
		世帯(世帯)	割合(%)	66.63	69.57	64.62	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	割合(%)	14.83	12.42	14.67	1.18
		世帯(世帯)	割合(%)	19.60	18.00	20.83	-
	その他	世帯(世帯)	割合(%)	3.00	2.08	4.00	1.92
		世帯(世帯)	割合(%)	3.97	3.01	5.68	-
小 計	世帯(世帯)	割合(%)	68.25	62.50	64.17	1.03	
	世帯(世帯)	割合(%)	90.19	90.58	91.13	-	
2人以上の世帯	高齢者	世帯(世帯)	割合(%)	5.42	4.00	4.00	1.00
		世帯(世帯)	割合(%)	7.16	5.80	5.68	-
	母子	世帯(世帯)	割合(%)	0	0	0	0.00
		世帯(世帯)	割合(%)	0	0	0	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	割合(%)	0	0.58	1.17	2.02
		世帯(世帯)	割合(%)	0	0.84	1.66	-
	その他	世帯(世帯)	割合(%)	2.00	1.92	1.08	0.56
		世帯(世帯)	割合(%)	2.64	2.78	1.53	-
	小 計	世帯(世帯)	割合(%)	7.42	6.50	6.25	0.96
		世帯(世帯)	割合(%)	9.81	9.42	8.87	-

※ 1 被保護者調査による年度平均値

ウ 保護開始及び廃止の状況

保護の開始理由については、疾病によるものが 4 件、失業によるものが 4 件、高齢・年金収入のみで生活困窮によるもの等が 3 件である。

廃止理由については死亡によるものが 4 件、収入増によるものが 3 件である。

表 1 - (2) - ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
面接・相談件数(件)	21	11	20
申請件数(件)	15	7	13
開始件数(件)	10	6	11
廃止件数(件)	14	12	7

(3) 実施体制及び訪問活動

実施体制は査察指導員1名、現業員1名であり、訪問活動状況については月間訪問件数が24.1件となっている。

表1-(3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被 保 護 世 帯 数 (実数) 4.1 現在 世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況						
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪問 延日数		過 去 一 年 間 の 延 C 人	地区担当員 1人当たりの月間訪問 実績	
		標 準 数 人	現 員 人	標 準 数 人	現 員		計 画 件	実 績 A 件	計 画 日	実 績 B 日		A 訪 問 件 数 C 件	B 訪 問 日 数 C 日
					専 任 面 接 員 人	地 区 担 当 員 人							
28 年 度	75	1	1	1	-	1	244	403	-	100	12	33.5	8.3
29 年 度	72	1	1	1	-	1	248	324	-	76	12	27.0	6.3
30 年 度	71	1	1	1	-	1	275	289	-	72	12	24.1	6.0

(4) 生活保護費の支出状況

平成29年度と比較すると、生活扶助費が1,384,685円増加、住宅扶助が2,036,347円増加、葬祭扶助が22,884円減少しており、全体では2,965,166円減少となっている。

表1-(4) 平成30年度生活保護費の支出状況

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	29,034,072	64.93	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	13,086,823	29.27	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	0	-	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	0	-	介護費・福祉用具費・住宅改修費
医療扶助費	634,792	1.42	検診料・移送費・治療材料費等
出産扶助費	0	-	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	0	-	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	150,984	0.34	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	42,906,671	95.96	

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶助費の主な内容
就労自立給付金	0	-	就労自立者に対する給付金
施設事務費	1,806,970	4.04	救護施設事務費
合 計	44,713,641	100.00	

* 医療扶助と介護扶助の現物給付分は除く

2 中国残留邦人等に対する支援給付

(1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成20年4月1日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

(2) 管内の給付状況

ア 被給付世帯数・人員

過去3年間該当なし

イ 支援給付開始及び廃止の状況

該当なし

(3) 支援給付金の支出状況

実績なし

3 生活困窮者住居確保給付金

(1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住宅確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

(2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数

過去3年間で給付申請はない。

